

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行												
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第六十三条まで（現行のとおり）</p> <p>（小型の船舶から排出されるし尿の適正処理）</p> <p>第六十四条 条例第百二十八条第二項に規定する規則で定める水域は、 別表第十七の二に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた水域とする。</p> <p>2 知事は、前項の水域を表示した図面を、環境局に備え置き、別に定める日時及び場所において、閲覧に供するものとする。</p> <p>3 条例第百二十八条第二項に規定する規則で定める装置は、次に掲げる装置とする。</p> <p>一から三まで（現行のとおり）</p> <p>第六十五条から第八十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第十七まで（現行のとおり）</p> <p>別表第十七の二 小型の船舶から排出されるし尿の適正処理を要する水域に係る直線（第六十四条関係）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第六十三条まで（略）</p> <p>（小型の船舶から排出されるし尿の適正処理）</p> <p>第六十四条 条例第百二十八条第二項に規定する規則で定める水域は、 東京都立お台場海浜公園に属する水域とする。</p> <p>2 条例第百二十八条第二項に規定する規則で定める装置は、次に掲げる装置とする。</p> <p>一から三まで（略）</p> <p>第六十五条から第八十三条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第十七まで（略）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 1000 405 1037">項</th> <th data-bbox="405 1000 1106 1037">水域に係る直線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 1037 405 1142">一</td> <td data-bbox="405 1037 1106 1142"> 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区新砂三丁目三千六番内の地点 ロ 江東区夢の島三丁目三番二十九内の地点 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1142 405 1248">二</td> <td data-bbox="405 1142 1106 1248"> 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区新木場四丁目十五番内の地点 ロ 江東区若洲三丁目三十五番内の地点 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1248 405 1284">三</td> <td data-bbox="405 1248 1106 1284">東京東防波堤の北西側の直線</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1284 405 1390">四</td> <td data-bbox="405 1284 1106 1390"> 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 東京東防波堤灯台 ロ 東京中央防波堤東灯台 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1390 405 1426">五</td> <td data-bbox="405 1390 1106 1426">東京中央防波堤の北西側の直線</td> </tr> </tbody> </table>	項	水域に係る直線	一	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区新砂三丁目三千六番内の地点 ロ 江東区夢の島三丁目三番二十九内の地点	二	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区新木場四丁目十五番内の地点 ロ 江東区若洲三丁目三十五番内の地点	三	東京東防波堤の北西側の直線	四	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 東京東防波堤灯台 ロ 東京中央防波堤東灯台	五	東京中央防波堤の北西側の直線	
項	水域に係る直線												
一	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区新砂三丁目三千六番内の地点 ロ 江東区夢の島三丁目三番二十九内の地点												
二	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区新木場四丁目十五番内の地点 ロ 江東区若洲三丁目三十五番内の地点												
三	東京東防波堤の北西側の直線												
四	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 東京東防波堤灯台 ロ 東京中央防波堤東灯台												
五	東京中央防波堤の北西側の直線												

六	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 東京中央防波堤西灯台 ロ 東京西防波堤灯台
七	東京西防波堤の北西側の直線
八	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 大田区城南島四丁目十四番内の地点 ロ 大田区羽田空港三丁目一番内の地点
九	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ ロから北東に進んだ線と陸岸との交点 ロ 大田区羽田旭町十番一内の地点
十	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 大田区羽田旭町十番一内の地点 ロ 大田区東糞谷六丁目二十三番二内の地点
十一	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 大田区東糞谷六丁目二十二番二十六内の地点 ロ 大田区東糞谷六丁目三千百七十番四内の地点
十二	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 大田区東糞谷六丁目千三百四十七番四十二内の地点 ロ 大田区大森南五丁目六千五十八番十五内の地点
十三	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 大田区大森南四丁目二十一番二内の地点 ロ 大田区大森東五丁目六千五百四十一番二内の地点
十四	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 大田区大森東五丁目六千三百三十六番内の地点 ロ 大田区大森東三丁目五千百五十四番一内の地点
十五	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 大田区大森東一丁目六千四百九十三番一内の地点 ロ 大田区大森東一丁目二百七十三番二十四内の地点
十六	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 品川区勝島三丁目一番内の地点 ロ 品川区東大井二丁目八番一内の地点
十七	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 品川区東品川三丁目四番六内の地点 ロ 品川区東品川一丁目二百九十九番三内の地点
十八	次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 港区芝浦一丁目一番二十三内の地点

十九	ロ 港区海岸一丁目十七番三内の地点 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 港区海岸一丁目三十二番一内の地点
二十	ロ 中央区浜離宮庭園一番内の地点 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 中央区浜離宮庭園一番内の地点
二十一	ロ 中央区築地五丁目三番内の地点 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 中央区築地五丁目三番内の地点
二十二	ロ 中央区勝どき三丁目千四百九番二内の地点 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 中央区勝どき二丁目二百六番内の地点
二十三	ロ 中央区月島四丁目二千一番内の地点 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 中央区佃三丁目二百十九番二内の地点
二十四	ロ 江東区越中島二丁目二番一内の地点 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区越中島三丁目五番七内の地点
二十五	ロ 江東区古石場三丁目二番五内の地点 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区古石場三丁目二番四内の地点
二十六	ロ 江東区木場一丁目十八番二内の地点 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区木場六丁目四十一番四内の地点
二十七	ロ 江東区東陽一丁目十八番三内の地点 次のイ及びロの地点を結んだ直線 イ 江東区新砂二丁目六百二十五番八十内の地点
	ロ 江東区新砂三丁目二千四百八十二番四内の地点

備考 この表に掲げる地点に係る所在及び地番は、二の項イ、二十五の項ロ、二十六の項及び二十七の項イに規定する地点にあつては平成二十二年十一月十七日、八の項に規定する地点にあつては同月十八日、その他の項（三の項、五の項及び七の項を除く。）に規定する地点にあつては同月十六日における不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第四項に規定する地区に準ずる図面に記録されている内容によつて表示されたものである。

別表第十八から別表第二十まで （現行のとおり）

別表第十八から別表第二十まで （略）

別記第一号様式から第二十九号様式まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第二十九号様式まで (略)